全部終了又は一部終了の場合の返送期限 :

20XX年XX月XX日

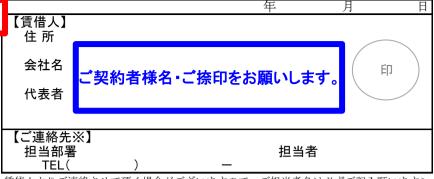
意味を有するものとしま

リース契約満了処理通知書(自動再リース用)

(兼変更事項通知書)

お手元の書類のタイトルをご確認ください

再リースの場合は手続き不要です。 (返送・提出不要)



<※ 賃貸人よりご連絡させて頂く場合がございますので、ご担当者名は必ずご記入願います>

対象契約の一部の物件を、再リースします。

終了の場合は、いずれかに〇印をご記入ください。

- ① に〇印を記入した場合 → 3.物件明細の記入へ <u>* 全て再リースの場合は記入・返送不要</u>
- ②に〇印を記入した場合→裏面の<終了物件に関する連絡欄>の記入へ

、し、コエッティンの具由スットにも、スパムロコアルトリップ、しまま、に返送してください。

①一部再リース・一部終了

下記3. 物件明細の再リース申込欄に「〇」を付した物件について、下記2. の条件(ただし、再リース料については、別途賃貸人から賃借人に書面により通知される内容に従うものとします。)で再リースし、それ以外の物件については、契約を終了し、物件を賃貸人に返還します。

②全部終了

対象契約のすべての物件について契約を終了し、物件を返還します。

①をご選択時 → (i) 再リース申込物件について、 下記 「3.物件明細」 の再リース申込欄 に「〇」

(ii) 終了物件について、 **裏面 〈終了物件に関する連絡欄〉** に必要事項の記入をお願いします。

②をご選択時 → 上記(ii)に同じ

1. 対象契約の表示

契 約 番 号		リース期間満了日	原契約検収日	
000123456-000		20XX年XX月XX日	20XX年XX月XX日	
代表物件名	店舗設備一式			
転貸先名	****			

2. 再リース条件

再リース期間			再リース料等お支払日・支払方法		
20XX年XX月XX日	\sim	20XX年XX月XX日	20XX年XX月XX日	口座振替(一括払い)	
再リース料		¥999, 999, 999			
消費税額等		¥9, 999, 999			
合計額(12ヵ月分)		¥999, 999, 999 🤜	F.I> A.65		
			再リ―ス金額		

3. 物件明細 再リースを選択される物件の再リース申込欄に「〇」を付してください。
「〇」が記載されていない(「レ」、(「×」、「ノ」等を含みます。)物件については、終了を選択したものとみなされます。

	「〇」が記載されていない(「〇」、「〇」寺を含かまり。)初行については、於」を選択したものとかなされまり。				
再リース 申込欄	資産番号	物 件 名 設 置 場 所	数量		
	001-00	恒温恒湿庫 東京都品川区大崎1-6-3	1		
Q	002-00	プレハブ冷蔵庫 東京都品川区大崎1-6-3	2 1		
再リース希望の物件: 〇を記入。 * 数量変更の場合は再リースする数を記入。					
	※了希望の物件: 裏面の<終了物件に関する連絡欄>の記入へ。				

4. 変更連絡欄 商号、住所、代表者、書類・請求書の送付先、設置場所、再リース料支払(口座振替)のための金融機関の口 座番号等に変更がある場合は、その内容を記載してください。

<終了物件に関する連絡欄>

	日を終了し、物件を返還する場合の物件の賃貸人への返還方法として希望される内容につきで付してください。 賃貸人の指定する場所に返還する。 賃貸人に搬出業者の紹介を依頼する。 その他()	、次のいず
捺印 <u>担</u> 2)対象契 含みます。 1.	1.2.3 のいずれかに〇印をお願いします。 1 リース会社の指定する倉庫等へお客様手配にて送付・持込みをご希望の場合。 後日リース物件返還のご案内を送付します。 2 リース会社の提携業者に引取を依頼の場合。 引取について後日こちらからご連絡いたします。 3 販売店様にて引取希望 等 販売店様にて引取の場合は 販売店名・ご担当者様名・連絡先 をご記入ください。	さい。 場合を
2.	放射性同位元素等 その他、環境又は人の健康及び生活環境にかかる被害が生じる可能性があるものとして、 管理・保存又は廃棄等に関して、法令等により規制がなされている物質等 (その使用・

<特約>

1. 本件再リースにかかる特約

本件再リースにかかる契約が、理由のいかんを問わず再リース期間満了前に終了(解約・解除の場合を含みます。)となる場 合であっても、賃借人は、再リース料(消費税額等を含みます。)の返還又は精算を受けることはできません。なお、原契約 の約定にかかわらず、本件再リースにかかる契約の再リース期間中、賃貸人は物件に損害保険を付保しないものとします。

リース終了及び物件処分にかかる特約 物件返還やソフトウェアの処分について

①対象契約を終了する場合、賃借人は、原契約に基づき終了する物件を、原状に回復(リース期間又は再リース期間中に付加したコンピュータデータ等の情報の抹消を含みます。)したうえ、直ちに賃貸人が指定する場所に返還します。なお、これら にかかる費用については、すべて賃借人が負担するものとします。

②物件がプログラム(ソフトウェア)の場合、賃借人のプログラム(ソフトウェア)の使用権はリース期間満了日をもって消滅し、賃借人は満了日の翌日以降プログラム(ソフトウェア)を使用できないことを確認するとともに、賃借人の費用負担と責任でプログラム(ソフトウェア)及びその複製物を抹消します。ただし、賃貸人からプログラム(ソフトウェア)及びその複製物の返還を請求された場合にはこれに従います。なお、プログラム(ソフトウェア)及びその複製物の表現 人が損害を被った場合、賃借人は賃貸人に対しその損害を賠償します。

3. 反社会的勢力の排除に関する特約

①賃借人、その役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しな い者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準 ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当するとき、又は、次の各号のひとつにでも該当するとき、賃貸人は催告を要しないで通知のみで、本件再リースにかかる契約を解除することができます。この場合、賃借人は直ちに賃借人の 費用負担で物件を原状に回復のうえ、賃貸人の指定場所に返還します。

- i) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- iii) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- iv)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を 有すること
- v) その他暴力団員等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

②前項の本件再リースにかかる契約の解除により、賃借人に損害が生じても、賃貸人は一切の責任を負担しないものとしま